

インドネシア産等生こんにやく輸入に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年一月三日

梅津錦一

參議院議長 佐藤尙武殿

インドネシア産等生こんにゃく輸入に關する質問主意書

政府が現下生こんにゃく玉を輸入しようとする計画についてその内容を明示せられたい。

農林省(農水産課)においては一駄一四万円を上廻るようであるならば、輸入も止むを得ないと考えていいようであるが、生産地においては、この計画を業者が利用して、インドネシア産との比較をして、すでに一俵買四千円(昨秋收穫期當時)したものが、現在では一千三百円に買いたたかれている。この現象はなほ下降状態にあるが、このままでは生こんにゃく生産農家にとつては死活の問題である。特にこんにゃく生産農家は、生活の大半をこれに依存しているのであるから、政府は速やかにこれが対策をたてる要ありと思うが、政府の責任ある答弁を求める。